

令和 2 年度

行政監査結果報告書

北秋田市監査委員

北秋監020005
令和3年2月22日

北秋田市長	津谷永光様
北秋田市議会議長	黒澤芳彦様
北秋田市教育長	佐藤昭洋様
北秋田市農業委員会会長	後藤久美様

北秋田市監査委員 中川真一

北秋田市監査委員 山形聡伸

北秋田市監査委員 関口正則

行政監査の実施結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和2年度行政監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を報告する。

目 次

第1 監査の概要

1. 準拠基準	1
2. 監査の種類	1
3. 監査のテーマ	1
4. 監査の目的	1
5. 監査の期間	1
6. 監査の対象	1
7. 監査の方法	2

第2 随意契約事務と調査票調査の概要

1. 随意契約の制度	3
2. 本市の状況	4
3. 調査票調査の概要	5

第3 監査の結果

1. 詳細調査の検証結果	6
2. 公正の確保について	9
3. 運用指針（ガイドライン等）の整備について	9

別表1 詳細調査対象契約	10
--------------	----

別表2 第1号の区分（契約の種類及び金額）別の状況	11
---------------------------	----

別表3 要件別及び見積書徴収数の状況	12
--------------------	----

令和2年度 行政監査結果報告

第1 監査の概要

1 準拠基準

北秋田市監査基準

2 監査の種類

地方自治法第199条第項の規定に基づく行政監査

3 監査のテーマ

随意契約について

4 監査の目的

地方公共団体が締結する契約は、原則として一般競争入札によることとされているが、その特例として、地方自治法第234条第2項において「政令で定める場合に該当するときに限り」随意契約によることができる旨が規定されている。

随意契約とは、一般競争入札や指名競争入札の方法によらずに、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法で、競争入札に比べて手続きが簡略で、契約事務の負担を軽減できるほか、資力、信用、技術、経験などの相手方の能力を熟知のうえで選定できるという長所を有している。しかしながら、その運用を誤れば、相手方が固定化し、契約自体が情実に左右され、あるいは契約金額が市場原理から乖離しかねないなど、公正な取引の実を失うおそれもある。

今回の監査は、本市の随意契約の運用実態を把握し、法令・規則等に基づき適正に行われているか、公平性、透明性、競争性、経済性の確保が図られているかについて検証し、今後の適正な契約事務の執行に資することを目的とする。

5 監査の期間

令和2年10月23日～令和3年2月17日

6 監査の対象

水道局を除く全部局において、令和2年4月1日から7月31日までに随意契約の方法により締結された契約（1件の契約金額が10万円未満の物品の購入または修繕を除く。）。

7 監査の方法

各部局から提出された随意契約に関する個別調査票の確認（以下「調査票調査」という。）を行うとともに、必要に応じて、随意契約理由書などの契約関係書類の追加提出を求め、対面による所管課の説明聴取等（以下「詳細調査」という。）を行った。また、契約事務を主管する財政課と随意契約事務に関する意見交換を行った。

- ① 調査票調査 1,139件
- ② 詳細調査 26件（資料1「詳細調査対象契約」参照）

第2 随意契約事務と調査票調査の概要

1 随意契約の制度

随意契約によることができる場合の要件については、地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号から第9号までに規定されている。各号の要約は次のとおりである。

号	内 容
1号	売買、貸借、請負その他の契約で、予定価格が契約の種類ごとに設定された下記の限度額を超えないものをするとき。 (1) 工事又は製造の請負 130万円 (2) 財産の買入れ 80万円 (3) 物件の借入れ 40万円 (4) 財産の売払い 30万円 (5) 物件の貸付け 30万円 (6) その他のもの 50万円
2号	不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
3号	障害者支援施設等において製作された物品を買入れる契約、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をするとき。
4号	新たな事業分野の開拓を図る者が新商品として生産する物品を買入れる契約をするとき。
5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができるとき。
8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
9号	落札者が契約を締結しないとき。

第1号は、金額が少額の場合には随意契約によることができるとするものである。

第2号から第9号までに該当する場合には、金額に制限なく随意契約が認められている。

また、市財務規則では、随意契約により契約しようとするときの手続き（見積書の徴収、予定価格調書の作成など）が定められている。このうち、本監査で重点項目の一つとした見積書の数に関する規定は次のとおりとなっている。

（見積書の徴収）

第117条第1項 随意契約により契約しようとするときは、2人（次の各号のいずれかに該当するときは、1人）以上の者から見積書を徴さなければならない。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
- (2) 1件の契約金額が10万円未満の物品の購入又は修繕をするとき。

2 本市の状況

① 随意契約事務の執行（手続き）の状況

随意契約事務の手続きは下記のとおりとなっている。設計金額が50万円を超えるものは財政課で、50万円以下のものは所管課で、次のフローにより契約事務が執行されている。

起工伺起案（随意契約理由書添付）→ 決裁 → 予定価格調書作成、見積書徴収
業者選定・見積り依頼 → 契約締結伺起案 → 決裁 → 契約締結

なお、手続きの省略については、設計金額が100万円未満は予定価格の作成を省略でき、契約金額50万円以下は契約書に代えて請書によることができ、契約金額30万円以下は契約書及び請書の作成を省略できることが定められている。

② 第1号の区分（契約の種類及び金額）別の状況 （単位：件、％）

契約の種類	限度額	限度額超過	限度額以下	計	構成比
工事又は製造の請負	130万円	14	117	131	11.5
財産の買入れ	80万円	9	69	78	6.8
物件の借入れ	40万円	30	62	92	8.1
その他（委託等）	50万円	219	619	838	73.6
計		272	867	1,139	100.0
構成比		23.9	76.1	100.0	

※所管課別集計は資料2参照

この表は、調査票調査の対象とした1,139件について、第1号の区分（契約の種類及び金額）別に集計したものである。契約の種類別では、その他（委託等）が838件で全体の73.6%を占めている。また、金額別では、限度額以下（少額のもの）が867件で全体の76.1%となっている。

③ 要件別及び見積書徴収数の状況 （単位：件、％）

区 分		見積書の数				構成比
		1者	2者	3者以上	計	
1号	少額の随意契約	169	256	97	522	45.8
2号	競争入札に適しない	414	16	30	460	40.4
3号	シルバー人材センター等	53	0	0	53	4.7
5号	緊急の必要による	11	2	3	16	1.4
6号	競争入札が不利	20	0	0	20	1.8
7号	時価に比して著しく有利	35	22	6	63	5.5
8号	入札者又は落札者がいない	5	0	0	5	0.4
計		707	296	136	1,139	100.0
構成比		62.1	26.0	11.9	100.0	

※所管課別集計は資料3参照

この表は、随意契約の根拠としている法令の要件別に集計し、併せて見積書の数を調査したものである。

要件別では、最も多いのは第1号（少額の随意契約）の522件（45.8%）で、次いで第2号（競争入札に適しない）の460件（40.4%）となっている。また、見積書の数では、1者が707件（62.1%）となっている。

3 調査票調査の概要

① 個別調査票の分析

調査票調査の1,139件を分類・集計した「資料3 要件別及び見積書徴収数の状況」からは、法令の要件や財務規則に適合しない随意契約が多数あることが推察できる。具体的には、第1号（少額の随意契約）の見積書1者169件、第2号（競争入札に適しない）の見積書2者16件及び3者以上30件、第5号（緊急の必要による）の16件、第6号（競争入札が不利）の20件、第7号（時価に比して著しく有利）の63件などである。

第1号の見積書1者は財務規則との不適合が、第2号の見積書2者及び3者以上は競争入札が可能であり第2号要件との不適合が、それぞれ疑われる。また、第5号、第6号及び第7号は、詳細調査を経ずに軽々に判断できないが、社会通念に照らせば出現がごく稀と思われる理由であり、また、特定の課に偏在する傾向が見られることから、要件の選択誤りが疑わしい。

② 財政課との意見交換

調査票調査から推察される随意契約事務の運用実態について、契約事務を主管する財政課と意見交換を行ったところ、財政課からは、実態が不適切であることを認識し、随意契約事務に関するマニュアルの作成及び説明会の開催などにより、全庁の事務改善に早急に取り組む旨の発言があった。

こうした経過から、財政課主導により改善が期待される初歩的な誤り等については、次年度以降の監査において改善状況の確認を行うこととし、本監査の詳細調査の対象からは除外することとした。

第3 監査の結果

1 詳細調査の検証結果

前述の過程を経て詳細調査に抽出された契約は、随意契約理由の法令の要件との適合状況などについて精査が必要と判断した「資料1 詳細調査対象契約」の26件である。これらには随意契約理由書などの契約関係書類の追加提出を求め、見積書の数と随意契約理由の法令との適合性に重点をおいて、対面による所管課からの説明聴取等を行った。

見積書の数は、No.9とNo.24が2者で、その他24件は1者（一者随意契約）であった。

また、随意契約理由書に標榜する法令の要件は、第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない）が24件、第6号（競争入札に付することが不利）が1件（No.11）、第7号（時価に比して著しく有利）が1件（No.6）であった。このうち多種多様な契約が含まれる第2号を事由別に分類すると、「過去の実績（業務に精通）」が9件（No.2、No.3、No.10、No.13、No.15、No.17、No.18、No.19、No.22）、「サービス提供者が限定される」が7件（No.1、No.4、No.5、No.8、No.9、No.23、No.24）、「業務の専門性」が3件（No.14、No.16、No.25）、「その他」が5件（No.7、No.12、No.20、No.21、No.26）であった。

法令の要件との適合性の判定は、普通地方公共団体の契約締結の方法に制限を加えている地方自治法の趣旨を下敷きに、その特例として政令で認められた各要件を重ね合わせ、その上に個々の契約ごとの具体的な事情を考慮して決定しなければならないが、その合理的な裁量判断は容易ではなく、100%適合する、あるいは100%適合しないとは言い難い両方の色合いが混濁したものが多数であった。

詳細調査対象契約の随意契約理由と法令の趣旨との適合性を検証した結果は、次のとおりである。

① 第2号「過去の実績（業務に精通）」を理由とするもの

この理由によるものは9件で、いずれも一者随意契約である。

随意契約理由書に記載されている理由は、「事業に精通しノウハウを有する」「過去5年間本業務を遂行した実績」「経験、実績の点で最適」「前年度の受託者」「当初計画策定の実績」などであるが、「経験・実績が豊富、精通・熟知している」ということは、契約の相手方を選定する際の一般的な審査基準の一項目に過ぎないのであって、当該業務を履行する者が一者しかいないことを客観的に明らかにする具体的な理由の記載がなければ、特定の一者を選定する理由としては妥当性に欠ける。

個々の契約ごとの具体的な事情を考慮しても、記載内容は合理性に乏しく、随意契約理由の法令との適合性は希薄と思われるものが多数見受けられた。

【該当例】

- ・ No.2 太平湖遊覧船修繕（商工観光課）
- ・ No.3 太平湖浮棧橋製作撤去業務委託（商工観光課）
- ・ No.10 秋田内陸線米内沢駅管理業務委託（内陸線再生支援室）
- ・ No.15 子育てサポートハウス管理運営業務（福祉課）

- ・No.19 アンテナショップ連携運営業務委託（商工観光課）
- ・No.22 住生活基本計画中間年度見直し業務（都市計画課）

② 第2号「サービス提供者が限定される」を理由とするもの

この理由によるものは7件で、うち一者随意契約は5件である。

一者随意契約5件の随意契約理由書に記載されている理由は、「県内の認定事業者は1社」「希望納期までに納品可能な業者は限られる」「端末環境構築はシステム運用者以外できない」などであるが、真に当該業務を履行する者が一者しかいないのか、契約の相手方の選定範囲を市内から県内、あるいは県内から県外に拡大した検討などが必要であり、そのうえで当該業務を履行する者が一者しかいないことを客観的に明らかにする具体的な理由の記載がなければ、特定の一者を選定する理由としては妥当性に欠ける。

記載内容は合理性に乏しく、随意契約理由の法令との適合性は希薄と思われるものが多数見受けられた。

【該当例】

- ・No.1 森吉山荘地下タンクFRP内面ライニング工事（商工観光課）
- ・No.4 立体布マスク（総務課）
- ・No.5 住民情報系パソコン（財政課）

また、7件のうち2件は見積書2者であるが、そもそも特定の一者を選定するものでないのならば第2号には不適合であり、競争入札に付することが適当と判断する。

【該当例】

- ・No.9 移住体験事業アテンド業務委託（総合政策課）
- ・No.23 浄化センター維持管理業務委託（都市計画課）

③ 第2号「業務の専門性」を理由とするもの

この理由によるものは3件で、いずれも一者随意契約である。

随意契約理由書に記載されている理由は、「資格者を配置し類似事業を担う」「実績ある資格者を配置」「資格者を有する者は他にない」などであるが、「資格者を有する」ことは、契約の相手方を選定する際の一般的な審査基準の一項目に過ぎないのであって、現在は資格者を有しない者であっても資格の取得や有資格者の雇用による条件整備が可能であることへの配慮や、選定範囲を拡大した検討などが必要であり、そのうえで当該業務を履行する者が一者しかいないことを客観的に明らかにする具体的な理由の記載がなければ、特定の一者を選定する理由としては妥当性に欠ける。

記載内容は合理性に乏しく、随意契約理由の法令との適合性は希薄と思われるものが多数見受けられた。

【該当例】

- ・No.14 基幹相談支援センター事業委託（福祉課）
- ・No.16 児童館管理運営業務（福祉課）
- ・No.25 放課後児童クラブ運営管理業務委託（生涯学習課）

④ 第2号「その他」を理由とするもの

その他の理由によるものは5件で、いずれも一者随意契約である。

随意契約理由書に記載されている理由は、「施設の延命を図る継続性ある管理」「近接地で事業を行う者による効率的な運営」「近接地で事業を行う者で業務価格積算外時間帯の緊急対応が可能」「施設と利用団体との連携による施設利用者の増加」などであるが、各契約の業務仕様書を確認したところ、契約の相手方の選定に際して特段の配慮が必要な業務仕様は認められず、当該業務を履行する者が一者しかいないとする主張は客観性、妥当性に欠ける。

個々の契約ごとの具体的な事情を考慮しても、記載内容は合理性に乏しく、随意契約理由の法令との適合性は希薄と思われるものが多数見受けられた。

【該当例】

- ・No.12 鷹巣埋立地最終処分場重機オペレーター業務委託（生活課）
- ・No.20 太平湖グリーンハウス管理業務委託（商工観光課）
- ・No.21 ドリームワールド管理委託（都市計画課）
- ・No.26 体育施設管理業務委託（スポーツ振興課）

⑤ 第6号を理由とするもの

第6号を理由とするものは1件で、一者随意契約である。

随意契約理由書に記載されている理由は、「過去の実績により履行期間の短縮、経費の節減ができる」であるが、当該契約の相手方以外の者に履行させるとなぜ不利になるのか、競争入札に付すると不利になる金額はどの程度かなどの具体的、合理的な理由は記載がなく、特定の二者を選定する理由としては客観性、妥当性に欠ける。

随意契約理由の法令との適合性は希薄と思われる。

【該当例】

- ・No.11 米代流域衛生センター水槽内清掃等業務委託（生活課）

⑥ 第7号を理由とするもの

第7号を理由とするものは1件で、一者随意契約である。

随意契約理由書に記載されている理由は、「過去の他課の入札結果と比較すると現行機器の継続契約の方が安価」であり、特定の二者の選定が長年にわたり繰り返されている。他課のコピー機が競争入札に付されていることと比較すれば、価格以前の問題として、本件の契約手続きは著しく妥当性を欠いた取扱いと認められる。機器更新時に競争入札に付し、長期継続契約を締結することが妥当と判断する。

随意契約理由の法令との適合性は希薄と思われる。

【該当例】

- ・No.6 コピー機使用貸借（本庁舎二階）（総務課）

2 公正の確保について

地方公共団体が締結する契約の方法は競争入札が原則であり、随意契約とは、あくまでも例外的な契約の方法であるということを改めて認識し直さなければならない。そのうえで、第三者の評価に耐えうるように随意契約のあり方について再点検を行う必要がある。

特に、全1,139件中707件（62.1%）を占める一者随意契約は、他者の参入を阻み、地方公共団体にとって不利な条件で契約を締結するおそれを有することを踏まえた対処が肝要である。法令及び規則を遵守し、慎重かつ厳正に、随意契約理由などの現行の手続きの点検に取り組みなければならない。

また、詳細調査26件のうち19件が、特定の者との一者随意契約を複数年にわたり繰り返しているが、公平性、透明性、競争性、経済性の確保という行政事務の原点に戻れば、その姿はいびつに見える。競争入札への移行を常に念頭におきながら、随意契約理由などの合理性、妥当性について定期的な点検が必要である。

本監査（詳細調査）では、前述のとおり白でも黒でもない混濁した色合いのものが多数で、法令の要件との適合性の判断は難題であったが、今後のあり方として志向すべきは、可否の許容限度を探るような運用ではなく、多数の支持が得られるような分かりやすい運用である。多数には多様な判断基準が存するが、それらの最大公約数は「公正」の概念であろう。漫然と前例を踏襲するような悪しき習慣は廃し、広く解釈される傾向が見られる法令要件の適用の判断は厳格にし、公正の確保を重視した運用が求められる。

3 運用指針（ガイドライン等）の整備について

当市の随意契約の運用については、これまで指針となるものがなく、このため、所管課によってあるいは担当職員によって理解の相違が見受けられた。随意契約事務の適正化・効率化を図るためには、全庁共通の運用指針（ガイドライン等）が必要と思われるので、他市の事例等も参考にして、事務の標準化を図られたい。

なお、契約事務を統括する財政課には、随意契約の運用実態を把握し、制度環境を整える役割がある。所管課が抱える問題に則した実践的な改善方策を検討し、その留意点を運用指針に分かりやすく反映させるなど、制度環境を整備し、所管課職員の発注能力の向上に積極的な役割を果たすよう期待する。

資料1 詳細調査対象契約

No.	担当課	業務等の名称	契約金額	契約の相手方
		○工事又は製造の請負	円	
1	商工観光課	森吉山荘地下タンクFRP内面ライニング工事	2,937,000	(株)東総
2	商工観光課	太平湖遊覧船修繕	5,008,300	東北産業(株)
3	商工観光課	太平湖浮棧橋製作撤去業務委託	3,075,149	東北産業(株)
		○財産の買入れ		
4	総務課	立体布マスク	3,542,000	シード(株)
5	財政課	住民情報系パソコン	2,406,635	(株)アイシーエス
		○物件の借入れ		
6	総務課	コピー機使用貸借(本庁舎二階)	2,520,000	富士ゼロックス
		○委託等		
7	総務課	事業所定期健康診断業務委託(集団方式)	4,463,052	秋田県総合保健事業団
8	総合政策課	JR鷹ノ巣駅待合室鎖錠等及び巡回業務委託	1,726,450	セントラル警備保障(株)
9	総合政策課	移住体験事業アテンド業務委託	770,000	くまのたいら企画
10	内陸線再生支援室	秋田内陸線米内沢駅管理業務委託	3,021,700	北秋田ハッピーテリバー
11	生活課	米代流域衛生センター水槽内清掃等業務委託	30,030,000	(株)青南RER
12	生活課	鷹巣埋立地最終処分場重機オペレーター業務委託	2,776,800	個人
13	福祉課	生活困窮者自立相談支援事業	9,000,000	北秋田市社会福祉協議会
14	福祉課	基幹相談支援センター事業委託	11,567,000	県北報公会
15	福祉課	子育てサポートハウス管理運営業務	17,303,000	北秋田市社会福祉協議会
16	福祉課	児童館管理運営業務	27,047,000	北秋田市社会福祉協議会
17	高齢福祉課	家族介護用品支給事業業務委託	2,100,000	北秋田市社会福祉協議会
18	高齢福祉課	あんしん電話事業業務委託	889,700	北秋田市社会福祉協議会
19	商工観光課	アンテナショップ連携運営業務委託	1,090,920	鷹巣観光物産開発(株)
20	商工観光課	太平湖グリーンハウス管理業務委託	2,310,000	ぶなの郷あきた(株)
21	都市計画課	ドリームワールド管理委託	1,606,000	鷹巣観光物産開発(株)
22	都市計画課	住生活基本計画中間年度見直し業務	4,400,000	(株)協和コンサルタンツ
23	都市計画課	浄化センター維持管理業務委託	85,580,000	山岡工業(株)
24	教育委員会総務課	学校給食用炊飯加工業務委託	6,926,247	(有)木村精肉店
25	生涯学習課	放課後児童クラブ運営管理業務委託	50,320,000	北秋田市社会福祉協議会
26	スポーツ振興課	体育施設管理業務委託	21,835,931	北秋田市体育協会

資料2 第1号の区分（契約の種類及び金額）別の状況

（単位：件）

区 分		随意契約 件数	工事又は製造 の請負		財産の買入れ		物件の借入れ		委託等		計	
			130万円 超	130万円 以下	80万円 超	80万円 以下	40万円 超	40万円 以下	50万円 超	50万円 以下	1号 非該当	1号 該当
総務部	総務課	24		2	2	3	1	1	9	6	12	12
	総合政策課	14		1			2	4	6	1	8	6
	内陸線再生支援室	2							2		2	0
財務部	財政課	59		9	1	1	8	3	16	21	25	34
	税務課	11		5			1	1	2	2	3	8
市民生活部	生活課	31	1	1				2	6	21	7	24
	市民課	11					2	1	5	3	7	4
	合川窓口センター	10							2	8	2	8
	森吉窓口センター	15						5	4	6	4	11
	阿仁窓口センター	27		1				2	6	18	6	21
健康福祉部	福祉課	79		4	1	15	2	2	12	43	15	64
	高齢福祉課	69		16		1	1	2	7	42	8	61
	医療健康課	73		1		1	1	4	19	47	20	53
	合川診療所	22				1	1	8	4	8	5	17
	米内沢診療所	24				2	2	5	4	11	6	18
	阿仁診療所	21					4	3	6	8	10	11
産業部	農林課	48	1	1		1		1	3	41	4	44
	商工観光課	79	5	20	3	1	3	4	11	32	22	57
建設部	都市計画課	83		17	1	1		1	22	41	23	60
	建設課	69	7	15		9	1		9	28	17	52
消防本部		14				6			4	4	4	10
教育委員会	総務課	125		15		2		3	25	80	25	100
	学校教育課	32				17	1		4	10	5	27
	生涯学習課	164		6	1	6		7	27	117	28	136
	スポーツ振興課	28		2		2		3	1	20	1	27
議会事務局		4		1					2	1	2	2
農業委員会事務局		1							1		1	0
計		1,139	14	117	9	69	30	62	219	619	272	867

資料3 要件別及び見積書徴収数の状況

(単位：件)

区 分	第1号				第2号				第3号				第4号				第5号				第6号				第7号				第8号				第9号				計				
	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	1者	2者	3以上	計	
総務部	総務課	1	2	3	19			19						0			0			0			0	2		2				0			0			0	22	2	0	24	
	総合政策課		3	3	9	1		10						0	1		1			0			0			0			0			0			0	10	4	0	14		
	内陸線再生支援室			0	2			2						0			0			0			0			0			0			0	2	0	0	2					
財務部	財政課	11	9	3	23	31		31	5		5			0			0			0			0			0			0			0	47	9	3	59					
	税務課			6	6	5		5			0			0			0			0			0			0			0			0	5	0	6	11					
市民生活部	生活課	6	5	3	14	7		3	10	2	2			0	1		1	2		2	2		2			2			0			0	20	5	6	31					
	市民課				0	11		11						0			0			0			0			0			0			0	11	0	0	11					
	合川窓口センター	2	3		5	1		1	4		4			0			0			0			0			0			0	7	3	0	10								
	森吉窓口センター	1	2	2	5	10		10						0			0			0			0			0			0			0	11	2	2	15					
	阿仁窓口センター	3	7	2	12	4		4	11		11			0			0			0			0			0			0			0	18	7	2	27					
健康福祉部	福祉課				0	14		1	15	4	4			0			0	4		4	26	22	6	54	2	2			0			0	50	22	7	79					
	高齢福祉課	3	8	8	19	45	4	49						0			0			0	1		1			0			0	49	12	8	69								
	医療健康課	3	9	1	13	45	2	11	58					0		1	1			0	1		1			0			0	49	11	13	73								
	合川診療所	7	4		11	10		10						0	1		1			0			0			0			0	18	4	0	22								
	米内沢診療所	14	3	1	18	6		6						0			0			0			0			0			0	20	3	1	24								
	阿仁診療所		4		4	15	2	17						0			0			0			0			0			0	15	6	0	21								
産業部	農林課	12	6	16	34	14		14						0			0			0			0			0			0	26	6	16	48								
	商工観光課		28	7	35	31		31	2		2			0		2	2	9		9			0			0			0	42	28	9	79								
建設部	都市計画課	24	10	3	37	26	6	4	36	3	3			0	1		1	5		5			0	1		1			0	59	17	7	83								
	建設課	8	21	14	43	11	1	10	22					0	2	1	3			0			0	1		1			0	22	23	24	69								
消防本部		1		5	6		8						0			0			0			0			0			0			0	9	0	5	14						
教育委員会	総務課	3	46	18	67	50		50						0	5		5			0	3		3			0			0	61	46	18	125								
	学校教育課	16	11		27	5		5						0			0			0			0			0			0	21	11	0	32								
	生涯学習課	52	53	7	112	29		29	22		22			0			0			0			0	1		1			0	104	53	7	164								
	スポーツ振興課	2	22	1	25	3		3						0			0			0			0			0			0	5	22	1	28								
議会事務局				0	2		1	3					0	1		1			0			0			0			0	3	0	1	4									
農業委員会事務局				0	1		1						0			0			0			0			0			0	1	0	0	1									
計	169	256	97	522	414	16	30	460	53	0	0	0	53	0	0	0	0	11	2	3	16	20	0	0	0	20	35	22	6	63	5	0	0	5	0	0	0	707	296	136	1,139